

## 議案第 1 4 号

おいらせ町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

おいらせ町国民健康保険条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 1 1 3 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 3 0 年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

### 提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 3 1 号）による国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町国民健康保険条例の一部を改正する条例

おいらせ町国民健康保険条例（平成18年おいらせ町条例第113号）の一部を次のように改正する。

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。